

マイナンバーカードを活用した 母子健康情報サービス

TOPIC

一般社団法人

ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構

前橋ICTしるくプロジェクト

実施団体名	前橋市、NPO法人首都機能バックアップ推進協議会、前橋工科大、前橋商工会議所、九州大学		
実施地域	群馬県前橋市	実施期間	平成25年9月～平成26年3月
事業概要	社会情報認証基盤と共通IDによるICカードを活用し、前橋マイページ、母子健康ポータル、ICTまちなかキャンパスの3つの事業、サービスを市民に提供する。これにより、前橋市の特性である充実した教育環境と全国有数の医療環境をさらに進化させる。		
実証結果	前橋マイページではサービスを「継続すべき」「改良して継続すべき」「対象を拡大すべき」という評価が93% 母子健康ポータルでは同様の評価が88%、ICTまちなかキャンパスでは1枚のカードで様々なサービスを受けられることについて、無回答を除く70%以上の人が「便利だ」と回答した。 シンポジウムは第1回を2013年9月13日に実施、第2回を2014年2月21日に予定していたが、記録的豪雪のため中止に。		

母子健康ポータル

妊婦さん～小学生までの健康管理情報をサーバ上に一元管理

- 健康診断管理
- 成長記録グラフ
- 予防接種
- 日記機能
- おくすり手帳



前橋マイページ

市民一人一人に設けられる市民ページ
今回の実証では小学生お持ちのご家庭をモニターに

- <基本機能>
 - 前橋市からのお知らせ
 - アンケート回答機能
 - ゴミ収集日情報
 - 市政モニター・アンケートなど
- <学校関連>
 - 行事スケジュール
 - 時間割表の閲覧・確認
 - 給食情報、アレルギーアラート
 - 学級通信・学年通信
 - 登下校メールなど
- <市民向けツール>
 - 駐車場空き情報
 - バス位置情報サービス



ICTまちなかキャンパス

市民講座をICTで管理、発展的活用を

- 講座管理・受講管理
- ウェブ講座
- デジタルアーカイブ
- ポイントシステム



社会情報認証基盤“VRICS”

セクトラルモデルを用いたID管理、サービス提供システム



ICTしるくプロジェクト

提案者

前橋市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、吉岡町、榛東村、前橋市医師会、前橋市歯科医師会、前橋市薬剤師会、前橋商工会議所、前橋工科大学、NPO法人首都機能バックアップ推進協議会

実施地域

前橋市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、吉岡町、榛東村

事業概要

地域プラットフォーム上にて「健康情報ポータル」を運用、健康情報を集約し、マイナンバーカードを想定した認証機能等により本人認証をした上で、市民や医療関係者等の参加者が情報を参照する仕組みとする。

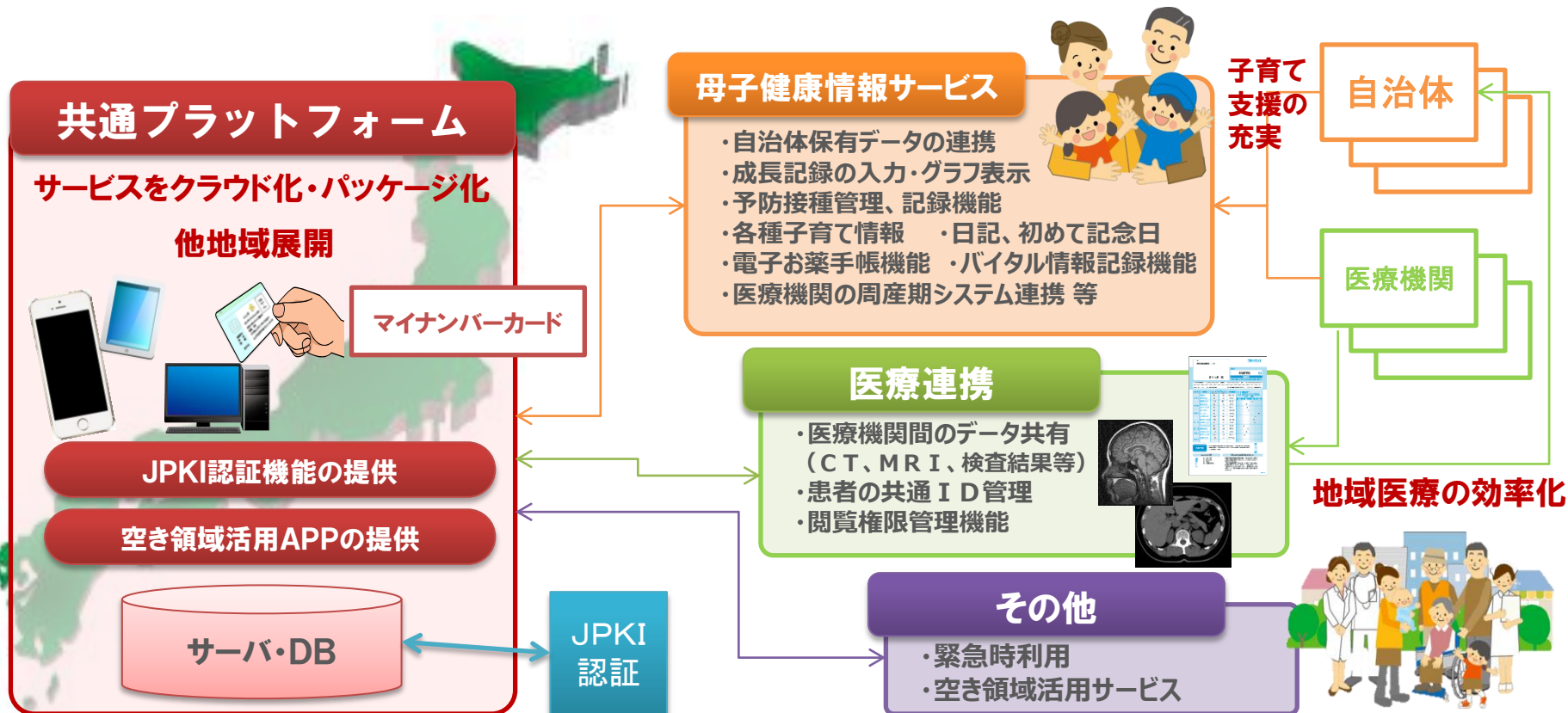


○カードの多目的利用のために条例を整理

○地域協議会を組織し、地域間での連携を推進

ICTしるくプロジェクト

実施団体	一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構
実施地域	群馬県内主要自治体、県外複数自治体
事業概要	医療・健康を主テーマとして実施されてきた「ICTしるくプロジェクト」の成果に基づき、一般社団法人にてそのサービス・運用をクラウド化・パッケージ化し、群馬県内を始め、多くの自治体、医療機関が実導入できるような体制を構築すると共に、実利用のフィールドを広げる。



TOPICの概要

【活動概要】

- (1) 地域における保健、医療又は福祉のあり方をはじめ、コミュニティ再生や生涯学習、元気な高齢者づくり、災害時における対応など地域の様々な課題に対してのマイナンバーカードを用いたまちづくりの推進
- (2) これら地域のあり方についての研究、提言、事業推進を目的とすると共に、その手段としての共通プラットフォームの構築・運用、マイナンバーカードの空き領域等の利活用などの推進

設立時期

2015年 3月 13日

名称（略称）



TOPIC

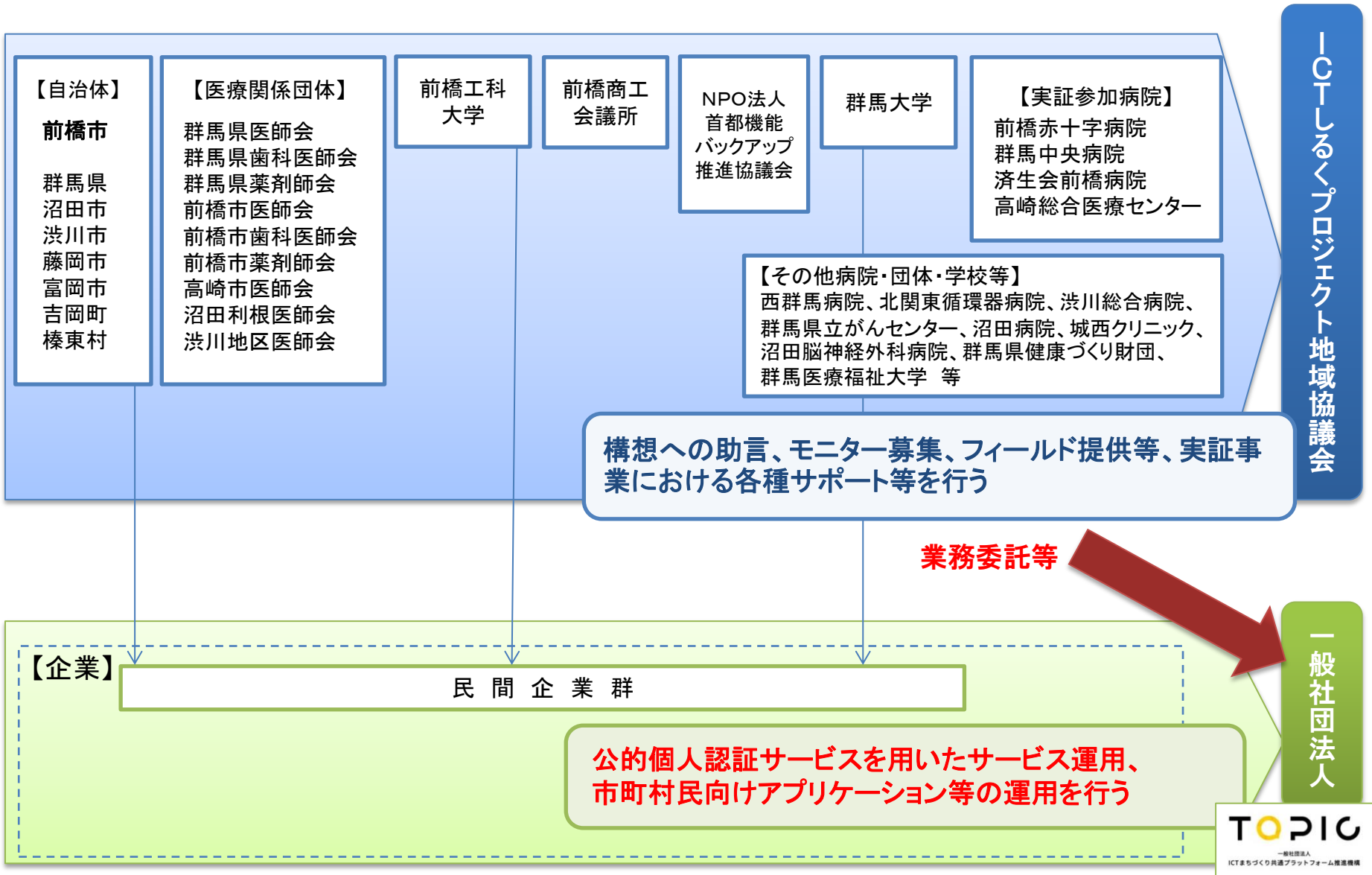
一般社団法人
ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構

The Organization for the Promotion of ICT Community development and Common Platform

理事構成

代表理事	五味典雄	総合PR代表取締役社長
理事	西松輝高	群馬県医師会 理事
理事	猿木和久	群馬県医師会 理事
理事	田中義	前橋市医師会 会長
理事	田口章太	前橋市歯科医師会 会長
理事	大島由喜夫	前橋市薬剤師会 会長
理事	内藤浩	群馬中央病院 副院長
理事	小出省司	元群馬県病院管理者 群馬医療福祉大学教授
理事	柴田喜樹	前橋工科大学 特任教授
理事	小林寛史	総合PR社会政策総合研究所 主任研究員
理事	新井博	弁護士

TOPICの概要



大臣認定について

- ✓ マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する「公的個人認証サービス」を民間事業者が利用するために必要な認定
(公的個人認証サービスの利用は従来、行政機関等に限られていた)

全国初!!

- ✓ TOPICはサービスの全国的な横展開を行うにあたり、平成28年2月12日に大臣認定を取得

(第1号認定: 「日本デジタル配信株式会社」「(一社)スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構」
「(一社)ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構」)

報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成28年2月12日

マイナンバーカード(電子証明書)を活用する公的個人認証サービスの利用を行う民間事業者として、初の大臣認定を実施

本日、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第17条第1項第6号に規定する総務大臣の認定を日本デジタル配信株式会社等3社に対し行いました。

マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的個人認証サービス【資料1】の利用は、従来、行政機関等に限られ、e-Taxによる確定申告等で利用されてきましたが、本年1月1日より、民間事業者にその利用が開放【資料2】され、民間事業者も大臣認定を受けることにより、利用が可能となったところです。当該3社が初の大臣認定となります。

※ なお、3社とも、公的個人認証サービスの利用のために必要となる設備を整備・運用し、その機能(電子署名等の検証・電子証明書の有効性の確認)を様々な官民サービスの提供主体にクラウドサービスとして提供する、いわゆる「プラットフォーム事業者」です。

各官民サービスの提供主体は、プラットフォーム事業者を活用することにより、それぞれ個別に設備を用意する必要がなくなります。プラットフォーム事業者は、いわば、公的個人認証サービスの基盤として、その利用促進を支える役割を果たします。

1. 大臣認定を受ける3社について
今回、大臣認定を受ける3社は以下のとおりです。
① 日本デジタル配信株式会社
② 一般社団法人 スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構
③ 一般社団法人 ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構
※ 大臣認定を受ける3社の概要は別添参照。

2. 大臣認定日
3社とも平成28(2016)年2月12日(金)付けの大臣認定となります。

(連絡先)
○ 大臣認定について
総務省自治行政局住民制度課
担当: 松本、園信
電話: 03-52533-5517 (直通)
○ 事業内容について
総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課
担当: 飯村、道祖士
電話: 03-52533-5735 (直通)

認定書

総務大臣 山本 太郎

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第17条第1項第6号の規定に基づき、下記のものを認定します。

認定書
総務大臣 山本 太郎

平成28年2月12日

北関東

「子どもの健康情報」提供

子どもが健康情報を知りたい。親が子どもの健康情報を管理したい。そんなニーズに応えるべく、北関東圏の民間事業者が、初の大臣認定を受けた。

「子どもの健康情報」提供は、マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用して、子どもの健康情報を保護者や医師が確認できる仕組みです。また、保護者が子どもの健康情報を管理し、医師が子どもの健康情報を確認できる仕組みです。

北関東圏の民間事業者が、初の大臣認定を受けた。これは、マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用して、子どもの健康情報を保護者や医師が確認できる仕組みです。

北関東圏の民間事業者が、初の大臣認定を受けた。これは、マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用して、子どもの健康情報を保護者や医師が確認できる仕組みです。

『日本経済新聞』
2016年2月13日 「北関東経済面」

パソコンで子供の健康記録
保護者が閲覧 マイナンバーカード使用
前橋市運用へ

前橋市は、マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用して、子供の健康情報を保護者が閲覧できる仕組みを導入する。これは、マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用して、子供の健康情報を保護者が閲覧できる仕組みです。

前橋市は、マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用して、子供の健康情報を保護者が閲覧できる仕組みを導入する。これは、マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用して、子供の健康情報を保護者が閲覧できる仕組みです。

『読売新聞』
2016年2月13日 「群馬面」

母子健康情報サービス

妊娠中・子育て中のママと家族向けの未来型健康支援・子育て支援サービスです。
母子健康手帳とあわせて、スマホから利用できる本サービスを活用することで、みなさまの出産・子育て環境をサポートします！

スマホ・PC・タブレットで
ご利用できます



母子健康情報サービスとは

世界でも類をみない超高齢社会をむかえた日本は、数多くの課題に直面しています。
急激な少子高齢化、医療/社会保障費の増大、大都市への人口一極集中、待機児童、災害への備え……

そんな中で、大都市にノウハウを頼るのではなく、より暮らしやすい町／街にするために
「地域に根差した“まちづくり”を推進したい……」
そんな思いから、このプロジェクトはスタートしました。

Point
1

マイナンバーカードで
本人確認

TOPICではマイナンバーカードの
公的個人認証を活用することで、
安全に、正確に、ご本人確認を
しています※。

※ マイナンバーは扱っておりません。

Point
2

各自治体の
住民サービスとして提供

子育て支援のひとつとして、電子的
なサービスに期待する声が高まっ
ています。
本サービスは、住民のみなさんと各
自治体との新たなコミュニケーション
の形を提案します。

Point
3

母子健康からはじまり
生涯健康ポータルへ

「母子」からスタートして
将来的には「一生涯」の健康情報を
管理・閲覧できるサービスとしての
拡大を構想しています。

画面イメージ

TOP画面

妊婦 (胎児)

妊婦 (乳幼児)

おもな機能



複雑な予防接種のスケジュール。
本サービスでは
前回接種日に基づいて
次の接種目安日をお知らせします。
スマホのプッシュ通知でお知らせが来るので
接種忘れ防止にも効果的！
お子さまが大きくなったときの
記録確認にも便利！



メインのユーザーからの招待で
同じ情報を見ることができます。
ママパパ間での共有はもちろん
遠くはなれたところにお住まいの
おじいちゃん・おばあちゃんにも
お子さまの成長日記などの情報を
共有することができます。



身長／体重といった
法定健診の結果が
お住まいの市町村から
連携されます※



妊娠や子育てに関する
お役立ち情報が満載！
妊娠週数や
お子さまの月齢にあわせて
情報が更新されます。



各自治体からお知らせを配信
することができます。
ホームページ掲載情報のほかにも
保健センターで掲示している
紙の情報を適切なタイミングで
お届けすることができます。

※ データ連携には、タイムラグがあります。

今後追加される機能



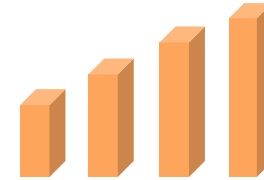
個人を特定した情報配信

- 予防接種未受診者への通知など、紙で運用されているものを電子的にも行えるようになります
- ID/PWでの運用ではなく、本人確認を確実にしているからこそできる機能のひとつです



子育て施設の検索

- 保育園や病院等の子育て関連施設が検索できます
- 地図も表示されます
- 外出先でもスマホで確認でき、利便性が高いです



管理ツールの機能拡張

- 管理ツールは自治体の担当課用にTOPICがご提供します
- ユーザーの利用実態を把握する機能（アクセスログ解析）を追加予定です
- ニーズに即した、より良い住民サービス提供が可能となります



予防接種の副反応の記録

- 接種日／ロットNo.に加え、副反応を記録できるようになります
- 万が一、母子健康手帳を紛失された場合や大人になった時に、一生涯の健康情報を記録することができます

- * クラウドサービスの利点を活かすことで、自治体規模に関わらず、さまざまな機能拡張を実現することができます。
- * 将来的には、マイナポータルとの連携も視野に入れていきます。



お問い合わせ先

TOPIC

一般社団法人

ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構

一般社団法人 ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC)

〒群馬県前橋市大友町一丁目6-11

TEL / FAX : 027-253-6650

MAIL : info@topic.or.jp

WEB : <http://topic.or.jp/boshi/>

【参考資料】 マイナンバーとマイナンバーカード

個人番号（マイナンバー）は住民票を有するすべての方に付番される12桁の番号です。

個人番号（マイナンバー）は、税と社会保障、災害対策のみ利用可能となっています（平成27年12月現在）。

マイナンバーカードには、個人番号（マイナンバー）が表記されています。券面のICチップには、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納されており、大臣認定を受けた民間事業者は、この電子証明書を利用し、各種サービスを提供することができます

ICチップ

ICチップには署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が格納されています。
大臣認定を受けた民間事業者は、このICチップにある電子証明書を利用してサービスを提供することができます

マイナンバーカード（見本）

【裏面】



【表面】



マイナンバー

マイナンバーの利用範囲は現在、税・社会保障・災害対策に限られています。
現状、マイナンバーを利用できるのは、国、地方自治体、事業者となります。
法律や条令で決められた目的以外にマイナンバーは使えません

「マイナンバー」を利用することと、「マイナンバーカード」を利用することはイコールではありません